

令和 8 年 3 月 3 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月3日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（第1分団詰所新築工事））
- 日程第5 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）
- 日程第6 議案第11号 事業契約の変更について
- 日程第7 議案第12号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第8 議案第13号 南知多町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第14号 南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第15号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第16号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第20号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第21号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第22号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第23号 南知多町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第19 議案第24号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に

ついて

- 日程第21 議案第26号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第27号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第28号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第29号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議案第30号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第31号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第32号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第33号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第34号 令和8年度南知多町一般会計予算
- 日程第30 議案第35号 令和8年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 令和8年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 令和8年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第38号 令和8年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第39号 令和8年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番	木藤創大	2番	橋本由岐穂
3番	山本優作	4番	鈴木浩二
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	榎戸陵友

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	山本剛資	総務課長	鈴木和芳
防災交通課長	山下哲矢	税務課長	相川和英
企画財政課長	坂本圭志	建設経済部長	田中直之
建設課長	石黒俊光	まちなみ環境課長	田中達也
産業振興課長	奥川広康	水道課長	相川久紀
厚生部長	坂口増和	住民課長	山本有里
ふくし課長	宮地利式	健康こども課長	伊藤尊人
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
教育課長	富田和彦	成長戦略室長	山本剛
会計管理者 兼会計課長	内田純慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書記	松本満砂
書記	谷川和亮		

[開会 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

大変御多用の中を南知多町議会3月定例町議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先日、日本気象協会が発表した桜の開花予想日によりますと、この地域のソメイヨシノの開花予想は3月21日だそうです。ようやく桜の季節がやってくる、そんな季節の中にあつて、3月6日は南知多中学校、篠島中学校の卒業式を迎えます。保護者の皆様には今まで数々の御苦勞がございましたとお察しいたします。まずはそのねぎらいを込め、お子様の義務教育終了について、議会を代表してお喜び申し上げます。

本日の議会も充実した議論が交わされることを期待しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持った議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。

また、議案質疑確認書を事前に送付しておりますので、同様の質疑をされないよう留意してください。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番、榎戸陵友議員、1番、木藤創大議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

おはようございます。

町議会議員の皆様には、令和8年第2回南知多町議会定例会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日お越しくございました傍聴者の皆様方におかれましては、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本定例会にて令和8年度の一般会計当初予算をはじめ重要諸議案の審議をお願いするに当たりまして、時間をいただきまして、私のまちづくりに関する施政方針を述べさせていただきます。

初めに、令和8年度は私が町民の皆様の負託を受け、町政を担わせていただいております町長4期目の最終年となるまさに節目の年度となります。

私は4期目の就任に際し、「選ばれる理由があるまち、暮らし続けられるまちを“皆さま”とともにつくる」ことを掲げさせていただきました。

その実現のため、「役場が変われば、みんなが変わる。みんなが変われば、町が変わ

る。」をスローガンに民間企業の経営感覚やコスト意識を取り入れ、最小の経費で最大の効果を追求できるように取り組んでおり、具体的には若手職員による政策研究チームの結成や、職員が自ら希望する部署やプロジェクトに挑戦できる職の公募制などを進め、組織の変革に挑戦し続けております。

特に財政面においては、就任当初、令和8年度までにふるさと納税寄附額10億円という目標を約束し、職員、事業者、そして町民の皆様と一丸となって取り組んできた結果、目標年度より1年早く令和7年度に達成することができます。そして、令和8年度予算においては、当初目標を大きく上回る13億円を掲げております。

これは、暮らし続けられるまちをあなたとつくるという理念の下に取り組んできた成果であり、本町の稼ぐ力が着実に育っているあかしでもあり、皆様の御協力のたまものであると確信しています。

今、任期の最終年度を迎えるに当たり、これまでの歩みの総仕上げにとどまろうと考えてはいません。むしろ、ここからが本町の未来に向かう新たな挑戦の始まりであると位置づけております。次世代への確かな投資となる種まきを、変革を恐れることなく先頭に立って大胆に進めていく覚悟であります。

さて、令和8年度予算編成は、第7次総合計画の将来像「絆・選ばれる理由があるまち」の実現と持続可能な財政基盤の構築を目指し、3つの基本方針に基づき予算編成に取り組みました。

1つ目は、持続可能な行財政運営の実践であります。厳しい財政状況下でも町民サービスを維持するため、慣例にとらわれることなく、真に必要な施策へ予算を重点配分し、効率化を徹底すること。

2つ目は、公共施設の在り方の抜本的見直しであります。老朽化施設への対応について、今後の維持管理等に係る経費を考慮し、人口減少・少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大胆に見直すとともに、民間のノウハウや資金を活用する官業の民間活用を柔軟に進めること。

3つ目は、コスト意識の徹底であります。常に最小の経費で最大の効果を上げるよう職員一人一人が知恵を絞り、歳出抑制に努めることの以上3つでございます。

以上の予算編成方針の下、ふるさと納税や枠配当予算といった取組に挑んだ効果により、本町の財政基盤は着実に強化されつつあります。

一方で、人口減少という大きな課題については、いまだ出口が見えず、厳しい状況が

続いています。

そこで、財政が上向いている今だからこそ、私たちは攻めの姿勢で課題解決に取り組み、日本一住みやすい町と誰もが誇れるまちづくりにつなげていかななくてはなりません。

それでは、令和8年度に実施いたします事業内容につきまして、第7次総合計画の3つの重点政策に沿って説明させていただきます。

3つの重点政策の1つ目、産業の活性化と雇用の確保は特に力を入れる政策であり、主な事業は次のとおりでございます。

1つ目は、ふるさと南知多応援寄附金取扱事業であります。令和8年度は寄附目標額を13億円と定め、さらなる高みを目指します。寄附者への感謝の気持ちを込めた返礼品につきましては、事業者への支援を強化し、魅力ある新商品の開発や既存商品のブラッシュアップを推進いたします。

さらに、誕生以来25年もの長きにわたり親しまれてきた公式キャラクターミーナをリニューアルいたします。新しく生まれ変わるミーナと共に本町の魅力を力強くアピールし、地場産業の振興と地域経済の好循環を生み出してまいります。

2つ目は、農業振興対策事業であります。本町の食を支える農業において、高付加価値と持続可能な生産体制の構築を目指し、2つの新規事業に取り組みます。

まず、有機転換推進事業につきましては、新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対し、生産開始に必要な経費相当額を支援し、環境に配慮した農業を推進いたします。

次に、あいち型産地パワーアップ事業につきましては、補助金を活用した機械等の導入や就農相談、次世代人材投資資金の活用等により、新規就農を厚く支援する取組を推進してまいります。

3つ目は、漁業振興対策事業であります。漁業生産基盤の向上や漁村・漁場環境の保全並びに漁業経営の安定化を図るため、引き続き漁協等が行う事業に対し、総合的な支援を推進していきます。

令和8年度では、防衛省所管の助成事業を活用した漁業用施設整備事業を新設し、持続可能な漁業の発展を目指します。

また、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業では、新たに篠島、日間賀島の両島において、漁業者等が行う環境・生態系の保全活動など地域の取組を支援いたします。

4つ目は、師崎港観光センター周辺整備運営事業であります。PFI方式により整備

された師崎港観光センターは、本年1月13日にグランドオープンを迎えました。みなとオアシスとしてのにぎわいを創出し、本町の観光振興を牽引する拠点として育成してまいります。

重点政策の2つ目、子育て支援と教育の充実は、南知多町の宝である未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう取り組むものであり、主な事業は次のとおりです。

1つ目は、子育て支援事業であります。令和8年度におきましても、保育所及び小・中学校の給食費無償化を継続いたします。そして、この給食費の無償化につきましては、単なる時限的な措置ではなく、今後恒久的な制度として実施していくことといたします。将来にわたって子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境を確かなものにしていくこととお約束いたします。

さらに、在宅育児世帯へのおうちで子育て応援金を月額3,000円から1万円へと大幅に増額するほか、保護者の就労状況を問わないこども誰でも通園制度を開始し、多様なニーズに応える環境を整備してまいります。

2つ目は、小中学校環境整備事業であります。体育館への空調機器設置を進めるとともにトイレの改修工事を実施し、児童・生徒が毎日快適に過ごせる学習環境を整えてまいります。

3つ目は、中学校休日部活動の地域展開であります。国の方針に基づき、休日の部活動を地域クラブへと移行してまいります。本町独自の決断として、休日部活動を引き継ぐ地域クラブへの参加費を全額公費で負担することといたします。これは、御家庭の経済的な事情によって、子どもたちが希望するスポーツや文化活動を諦めることがないよう町が責任を持ってサポートするものであります。

重点政策の3つ目、定住支援として、主な事業は次のとおりであります。

1つ目は、公共施設マネジメント事業であります。公共施設再配置計画に基づき、施設の適正管理を進めます。

具体的には、日間賀保育所の設計業務委託を行う一方、役割を終えた旧日間賀中学校や旧篠島小学校の解体工事を実施し、効率的な施設運営と安全確保を図ります。

2つ目は、地域おこし協力隊事業であります。意欲ある都市部の人材を地域おこし協力隊として積極的に受け入れます。地域課題の解決や地域振興を担う隊員の活動を支援することで、町の地域力向上を図るとともに、隊員の定住・定着を促進してまいります。

3つ目は、インフラ整備で安全で安定した水供給の維持向上を図るため、遠隔操作機

能を備えた中央監視装置システムへの更新工事を令和8年、9年度の2か年で実施いたします。

以上、3つの重点政策に基づく主な事業の説明をさせていただきましたが、さらに長引く物価高騰から町民の皆様の生活と地域経済を守るため、令和8年度においても力強い物価高騰対策を実施いたします。

具体的には、令和7年度から引き続き実施する地域応援クーポン券につきまして、その発行額を1人当たり3,000円から1万2,000円へと大幅に増額し、家計への支援をより一層強化いたします。あわせて、お得なプレミアム分を上乗せしたデジタルプレミアム商品券を発行し、町内での消費喚起と地域経済の好循環を強力に後押ししてまいります。

結びに、4期目の最終年度となりますが、これから先も皆様の暮らしに本当に必要なサービスを届け、守り抜くために、最後まで気を緩めることなく行財政改革を進め、徹底して無駄を省きながら必要な施策を着実に展開してまいります。

そして、私たち職員一人一人が町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、その信頼に応えるべく、より一層の努力を重ねる所存でございます。

「絆・選ばれる理由があるまち」を皆様と共につくり上げられるよう全職員一丸となって邁進してまいります。

議会をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げ、令和8年度の施政方針とさせていただきます。

続きまして、諸般報告をさせていただきます。

1月13日にグランドオープンしました師崎港観光センターについて御報告申し上げます。

本施設は、令和5年度から再整備事業に着手し、港湾機能と観光機能を一体的に整備することにより、本町の海の玄関口としての機能強化を図ってまいりました。このたび観光施設としての機能に加え、地域住民の交流の場や防災支援機能等を備えた複合的な拠点施設として新たに生まれ変わったところであります。

グランドオープン当日は、町内外から多数の関係者並びに御来賓の皆様の御臨席を賜り、記念式典を挙行いたしました。あわせて、全国で170番目となるみなとオアシスへの登録証交付式も開催され、本町の新たな交流拠点として大きな一歩を踏み出す機会となりました。

また、本施設の愛称は、町内中学生への公募により「みなぼーと」と決定いたしました。

た。未来を担う子どもたちの思いが込められた名称であり、町民の皆様に親しまれる施設となることを期待しています。

さらに、周辺整備事業として進めてまいりました駐車場や公衆トイレの整備も全て完了し、利用環境が整ったところであります。

本施設は、年間約30万人の観光客が利用する本町の重要な拠点であり、今後は地域の物産を販売するマルシェの開催など、事業者の皆様と連携しながら、さらなるにぎわいの創出と観光振興に努めてまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本議会に提出させていただきます案件は、報告1件及び公の施設の指定管理者の指定についてをはじめ、30議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号の専決処分の報告につきましては、第1分団詰所新築工事の請負契約におきまして契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第10号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、篠島渡船ターミナルの管理につきまして、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第11号の事業契約の変更につきましては、師崎港観光センター周辺整備運営事業の事業契約におきまして、契約金額に変更が生じたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第12号の辺地総合整備計画の変更につきましては、篠島辺地及び日間賀島辺地における辺地総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第13号の南知多町選挙公報の発行に関する条例の制定につきましては、有権者が投票に際して正しい判断材料を得られるように、候補者の政策や人となりを公平に伝える手段として選挙公報を発行するため、条例を制定するものであります。

議案第14号の南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、町が実施することも誰でも通園制度における乳児等のための支援給付の確認手続を行うための基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第15号の南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条の規定に基づく保育所嘱託医について規定するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第16号の南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、子ども医療費の受給資格者の拡充を行うため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第17号の南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月17日に公布されたことに伴い、保険料率の算定に関する特例を追加するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第18号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号の南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号の南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、令和8年6月期及び12月期の期末手当の支給割合を均等にするため、南知多町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の引上げを行うため並びに国の旅費法改正に倣って、本町の議会の議員及び特別職の職員の旅費の支給方法等を見直すため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第21号の南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第22号の南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、人事院が俸給及び初任給調整手当、通勤手当、ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する給与勧告を行ったことに伴い、本町においても国家公務員の給与改定に合わせ、一般職の職員及び会計年度任用職員の給与改定を実施するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第23号の南知多町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例につきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うことを趣旨として、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴い、本町においても旅費の支給方法等を見直

すため、現行条例の全部を改正するものであります。

議案第24号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても賦課限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第25号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第26号の南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町水道料金審議会の答申に基づき水道料金を改定するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第27号の南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町水道事業給水条例の改正に伴い、漁業集落排水事業の使用料徴収における消費税相当額の取扱いを南知多町水道事業と併せて変更するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第28号の南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、系統用蓄電池の事業行為を条例適用事業に加えることにより、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活に寄与するため及び事業者と地域住民等が良好な関係を保ち事業が行われるようにするため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、令和7年度南知多町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,330万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,516万2,000円とするものであります。

議案第30号は、令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,012万円減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,658万2,000円とするものであります。

議案第31号は、令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であ

ります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,483万7,000円とするものであります。

議案第32号は、令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,509万3,000円とするものであります。

議案第33号は、令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、資本的収入の予定額に10億9,065万9,000円を追加し11億3,643万5,000円に、そして資本的支出の予定額に10億9,063万2,000円を追加し12億7,412万5,000円とするものであります。

次に、議案第34号から議案第39号までの6議案は、令和8年度南知多町の各会計の当初予算であります。

一般会計、3つの特別会計及び2つの企業会計の予算総額は163億9,395万6,000円であり、前年度の当初予算額と比較しますと4億1,356万9,000円、2.6%の増となっております。厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持・向上を目指し、予算編成に当たったものであります。

なお、各会計の当初予算につきましては、上程の都度私から、またその他の案件につきましては担当部課長等に説明させますので、よろしくお願いいたします。

以上で施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（第1分団詰所新築工事））

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（第1分団詰所新築工事））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、報告第1号、専決処分の報告をさせていただきます。

データの5ページの専決第2号 工事請負契約の変更についてを御覧ください。

令和7年5月29日付議案第45号により議決されました第1分団詰所新築工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和8年2月2日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前5,054万5,000円を変更後5,107万3,000円とし、52万8,000円増額したものでございます。

6ページの変更理由書を御覧ください。

主な変更内容でございますが、根切りに伴い地中から出たコンクリート舗装及び基礎の撤去処分による増及び図書館への給水管が建設地を横断していたことで切り回したことによる増でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの8ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由でございますが、令和8年3月31日をもって指定期間の満了を迎える篠島渡船ターミナルの管理については、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第

6項の規定により議会の議決が必要であるからであります。

2の指定の内容についてでございますが、(1)の管理を行わせる公の施設は、篠島渡船ターミナルであります。

(2)の指定管理者となる団体は、南知多町観光協会篠島支部であります。

(3)の指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、公の施設指定管理の指定について3点質問します。

まず第1点ですが、事前の募集で篠島観光協会以外の応募はあったのでしょうか。

2点目、篠島観光協会は地元の地域密着であり、地元法人で頑張っていることは了解しております。しかし、広くほかの町内に事務所を置く法人には、どのような方法で募集を呼びかけているのでしょうか。

3点目、評価の問題であります。平等性、サービスの向上、経費の削減から篠島観光協会の3年間でどのように評価しているのか、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま内田議員からの御質問に答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、篠島観光協会以外に募集はありませんでした。

2つ目につきましては、町ホームページに指定管理者募集要項を掲載し、募集を呼びかけております。

3つ目につきましては、大きなトラブル等もなく、篠島への観光客並びに施設利用者に対して十分なサービス提供ができていると評価させていただいております。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点確認します。

公共施設総合管理計画の中に「稼げる公共施設」という表現があります。収支改善も掲げておるわけですが、そういう点では、篠島観光協会の施設は稼げていたのか稼げていなかったのか、それともとんとんだったのか、そこら辺の評価はどうですか。

○議長（鈴木浩二君）

これは質疑書が出ておりませんので、今答えられなければ後で結構でございますので、その旨を申しつけてください。

どなたか。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

ただいまちょっと資料を持っておりませんので、後ほど回答をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

ごめんなさい、これは即決案件ですので、今答えられないことはちょっと可否の判断に入りませんが、よろしいですか。それとも一旦議場を止めますか。

○5番（内田 保君）

いや、いいです。後で教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

よろしいですか。

内田さんに申し上げます。こういった形がございますのでなるべく事前に行ってください。お願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいまの議案につきましては、委員会付託、討論を省略して採

決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 事業契約の変更について

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第11号 事業契約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第11号 事業契約の変更について御説明申し上げます。

データの9ページ、事業契約の変更についてを御覧ください。

令和5年8月25日付議案第46号により議決された師崎港観光センター周辺整備運営事業の事業契約を次のとおり変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更事項でございますが、契約金額につきまして、変更前29億6,539万4,573円を変更後35億6,149万6,077円とし、5億9,610万1,504円を増額するものであります。

次の10ページ、変更理由書を御覧ください。

主な変更内容でございますが、1点目といたしまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金の採択により契約事業者の民間金融機関からの借入金額が減少し、割賦手数料の支払い額が減少したことから施設整備費が減額となるものであります。

2点目といたしまして、物価変動及び当初想定していなかった師崎港既設立体駐車場出口変更工事が必要となったことから、施設整備費を増額するものであります。

この1点目と2点目を差引きといたしまして、施設整備費は合計で4,594万4,080円を増額となるものであります。

3点目といたしまして、臨時駐車場及びシャトルバス運行业務、師崎港内の渋滞に伴う交通整理業務、師崎港公衆便所の維持管理業務、既存立体駐車場の修繕計画作成に係る現地調査、師崎港観光センターの解体に伴う名鉄海上観光船株式会社の仮設チケット売場への引っ越し業務などの当初見込んでいなかった業務を追加したことにより、維持管理及び運営に係る業務委託費を5億5,015万7,424円増額するものであります。

施設整備費と業務委託費の増額分を合わせて5億9,610万1,504円の増額となるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、3点お願いいたします。

まず1点目ですが、最初の変更理由のところですね、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代の採択により契約事業者の民間金融機関からの借入金額が減少し、割賦手数料の支払い額が減少したことに伴う施設整備費の減というのはよく分かりません。これはどういう意味なのかということ、ひょっとして契約業者の借入金を町が負担するという意味でしょうか。

2点目、既設駐車場の出口変更工事は幾らですか。シャトルバス運行費交通整理費は幾らですか。公衆便所維持管理費は幾らだったのか。名鉄海上観光船の仮設チケット売場への引っ越し費用が幾らだったのか。全体として5億円という説明がありましたけれど、個別に教えてください。

3点目、もともとの整備運営事業入札の説明書には、本事業における責任分担はPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインに示された、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方にに基づき、町と落札事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、落札事業者が担当する業務については落札事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについても原則として落札事業者が行う。ただし、町が責任を負う

べき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うとしております。

変更内容の1から3の内容で6億円全てが町の責任として負うべき負担なのか、引受業者の責任は全くないのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま内田議員からの御質問に対して答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、当初施設整備の支払いのため、南知多未来パートナーズ株式会社が金融機関から約16億円の借入れを予定しておりましたが、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代交付金の採択によりまして借入額が約2億円に変更となりました。その差額分の利子が不要となったため減額となります。したがって、施設整備費の支払い額は借入れに対する利子の支払いについても見込んでおりましたので、借入額が減ったため、その負担額も減少しております。

2つ目につきましては、既設駐車場の出口変更工事が1,496万円、シャトルバス運行費交通整理費が4億1,471万290円、公衆便所維持管理費が3,604万5,900円、名鉄海上観光船仮設チケット売場への引っ越し業務が617万3,290円であります。

3つ目につきましては、約5億5,000万円分は、南知多未来パートナーズ株式会社との当初の契約に入っていなかった業務のため、全て南知多町が負担するものでございます。また、残りの約4,600万円分につきましては、物価上昇等に伴う施設整備費の増額となっており、町と南知多未来パートナーズ株式会社とで調整し、費用負担を分割した金額となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

先日、産業振興課でもちょっと確認しましたがけれど、もう一回評価を教えてください。最後の名鉄海上観光船仮設チケット売場への引っ越し業務、617万3,290円、これは全て南知多町の責任なんではないでしょうか。名鉄海上観光船には責任がないという、そういう評

価だったのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員の質問にお答えさせていただきます。

一部名鉄海上観光船さんのほうから負担をしていただいておりますが、観光船の安全で円滑な運行を図るための通信機器の移設業務や観光利用者の発券機器の移設業務等が主なものでございますので、町が大まかに負担させていただいております。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいまの議案につきましては、委員会付託、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、議案第12号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第12号 辺地総合整備計画の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

データの16ページを御覧ください。

1の提案の理由です。

篠島及び日間賀島に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更するに当たり、議会の議決が必要であるからであります。

2の計画の変更内容は、辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を増額するものであります。

下の表、篠島辺地と日間賀島辺地の事業費合計は12億9,106万8,000円から18億5,667万8,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の合計予定額を4億3,290万円から9億8,970万円に増額するものであります。増額の理由としましては、総合整備計画における公共的施設の整備計画の見直しによるもので、両辺地ともに事業の追加によるものでございます。

3の計画期間は、令和7年度から令和11年度までで、両辺地とも計画期間に変更はございません。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第13号 南知多町選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第13号 南知多町選挙公報の発行に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第13号 南知多町選挙公報の発行に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を御説明申し上げます。

データの20ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由は、有権者が投票に際して正しい判断材料を得られるように、候補者の政策や人となりを公平に伝える手段として選挙公報を発行するため、条例を制定する必要があるからであります。

2. 制定の主な内容は、(1)選挙公報の発行手続に関する規定で、第3条及び第4条関係であります。

(2)選挙公報の配布に関する規定で、第5条関係であります。

(3)選挙公報の発行を中止する場合の規定で、第6条関係であります。

3. 施行期日は、令和8年4月1日であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第14号 南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第14号 南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め

る条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第14号 南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの23ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由です。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法において、市町村が実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付の確認手続を行うための基準を定めるため条例を制定する必要があるからであります。

2. 制定の主な内容です。

(1)特定乳児等通園支援事業の運営に関する規定で、第1条関係であります。

(2)特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関する規定で、第3条関係であります。

3. 施行期日は、令和8年4月1日です。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

[休憩 10時29分]

[再開 10時40分]

○議長（鈴木浩二君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

日程第10 議案第15号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第15号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第15号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの26ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条の規定に基づく保育所嘱託医について本条例に規定するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容です。

保育所嘱託医の配置規定の追加で、第4条関係であります。

3. 施行期日等です。

(1)施行期日は、令和8年4月1日であります。

(2)南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

今回の条例改正に伴い、保育所嘱託医の報酬額について関連する報酬条例に新たに規定を設ける必要があるため、基本額分を児童数40人以上は14万円、児童数40人未満は8万円とし、健康診断分を児童1人につき900円とする規定を追加するもので、別表第1関係であります。

提案理由の説明の次のページから、それぞれの条例の新旧対照表をつけていますので、

後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第16号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第16号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第16号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの31ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由は、子ども医療費の受給資格者（高校生年代）の拡充を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

次に、2の改正の主な内容であります。

国民健康保険法の世帯主または社会保険各法による被保険者、組合員もしくは加入者である高校生等を受給資格者とする規定の追加で、第3条関係であります。

3の施行期日は、令和8年4月1日であります。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず橋本議員の質疑を行います。

2番、橋本議員。

○2番（橋本由岐穂君）

南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について、質問2点させていただきます。

1点目、第3条第1項に加えたただし書で高校生等と限定していますが、高校生未満の場合は該当しないのでしょうか、また現在、高校生未満で対象となっていない子どもはいるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

2点目、この改正により対象となるのは何人で町の負担の医療費の増額はどれぐらいを見込んでいるのか教えてください。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

まず、1つ目の御質問についてでございます。

高校生未満の者が国民健康保険法の世帯主または社会保険各法による被保険者、組合員もしくは加入者となることはないと思われま。これは、児童福祉法及び民法の趣旨から高校生未満の者については保護・養育される存在であり、行政の福祉の介入が前提となるためです。現在、高校生未満の者で子ども医療を含めた福祉医療等の公費対象になっていない子どもはいらっしゃいません。

次に、2つ目の御質問につきまして、この改正により対象となるのは現時点で6人です。町負担の医療費の増額は約19万円を見込んでいます。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの39ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由です。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月17日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われ、この見直しに伴い、第9期介護保険事業計画期間中の令和8年度の保険料収入が減少する可能性があるため、令和8年度の保険料算定に限り、当該見直しの影響を受けないようにする規定を追加するものであります。

(1)保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例の追加としまして、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額については令和7年度税制改正前の算定方法とするもので、附則第11条関係であります。

(2)保険料率の算定に関する基準の特例の追加としまして、第1号被保険者の保険料

標準段階の判定に当たって、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いた判定とするもので、附則第12条関係であります。

3の施行期日は、令和8年4月1日であります。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第20号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第20号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての3件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号 南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

データの47ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由です。

令和7年人事院勧告に基づき改正を行った期末手当について、令和8年6月期及び12月期の支給割合を均等にするため及び南知多町特別職報酬等審議会より令和8年1月28日付で町長に答申がなされたことに伴い、同審議会の答申を尊重し、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の引上げを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

また、国の旅費法改正に倣って、本町の議会の議員及び特別職の職員の旅費の支給方法等を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容です。

(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第5条関係、第6条関係及び別表関係であります。

改正の内容は、アとしまして、旅費の支給について、改正後の南知多町職員等の旅費に関する条例の例によることとする改正であります。

イとしまして、令和8年6月期及び12月期の期末手当の支給割合について均等にする改正であります。

ウとしまして、南知多町特別職報酬等審議会からの答申に伴う改正であります。

それぞれの報酬額につきましては、次のページの表のとおりであります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係、第6条関係及び別表関係であります。

改正の内容は、アとしまして、令和8年6月期及び12月期の期末手当の支給割合について均等にする改正であります。

イとしまして、旅費の支給について、改正後の南知多町職員等の旅費に関する条例の

例によることとする改正であります。

ウとしまして、南知多町特別職報酬等審議会から答申に伴う改正であります。

それぞれ報酬額につきましては表のとおりであります。

(3)南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係であります。

改正の内容は、旅費の支給について、改正後の南知多町職員等の旅費に関する条例の例によることとする改正であります。

次のページを御覧ください。

3. 施行期日につきましては、令和8年4月1日であります。

各議案の提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認をください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号、議案第19号及び議案第20号の3件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号、議案第19号及び議案第20号の3件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第21号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第17 議案第22号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第21号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第17、議案第22号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第21号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第22号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

データの64ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由です。

人事院は、俸給及び初任給調整手当、通勤手当、ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する給与勧告を行いました。これにより、本町においても国家公務員の給与改定に合わせ、一般職の職員及び会計年度任用職員の給与改定を実施するため、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容です。

(1)南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

アとしまして、第2種初任給調整手当の新設で、初任給の水準が地域の最低賃金の水準を下回る場合に差額を支給するものであり、第11条の2関係であります。

イとしまして、通勤手当における駐車場代相当分の支給要件の新設で、通勤に要するために駐車場を借用している職員に対して毎月5,000円を上限として支給するものであり、第15条関係であります。

ウとしまして、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正で、令和8年6月期及び12月期の支給割合について均等にする改正であり、第20条及び第21条関係であります。

(2)南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、常勤職員の改正に伴い、会計年度任用職員に係る通勤手当、期末手当及び勤勉手当についても同様に改正するものであります。

アとしまして、通勤手当における駐車場代相当分の支給要件の新設は、第8条関係であります。

イとしまして、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正は、第13条関係であります。
次のページを御覧ください。

3. 施行期日等です。

(1)施行期日は、令和8年4月1日であります。

(2)第2種初任給調整手当に関する経過措置については、附則第2項関係であります。
各議案の提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号、議案第22号の2件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号、議案第22号の2件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第23号 南知多町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、議案第23号 南知多町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第23号 南知多町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの91ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由です。

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うことを趣旨とし、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が改正され、令和7年4月1日から施行されました。これにより、本町においても旅費の支給方法等を見直すため、現行条例の全部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容です。

(1)旅費は職員に対して支給していましたが、町と契約をした旅行代理店など旅行役務提供者への旅費の支給が可能となる要件の追加であり、第3条関係であります。

(2)旅費の請求において、これまで定額支給であった宿泊費等の旅費について、実費精算にする改正としまして、第8条関係であります。

(3)旅費種目の改正については各条において記載しておりますが、現行条例との比較は下の表のとおりであります。

次のページを御覧ください。

3. 施行期日等です。

(1)施行期日は、令和8年4月1日であります。

(2)旅行命令の適用に関する経過措置については、附則第2項から第4項関係であります。

(3)南知多町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、附則第5項関係であります。

(4)南知多町社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正については、附則第6項関係であります。

本議案につきましては、現行条例の全てを改正するものであるため、新旧対照表は添付しておりませんので御承知おきください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第24号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、議案第24号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

議案第24号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの97ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由です。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても賦課限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容です。

(1)基礎課税額賦課限度額の改正としまして、限度額を現行の「65万円」から「66万円」に改正し1万円引き上げるもので、第2条及び第23条関係であります。

(2)後期高齢者支援金等課税額賦課限度額の改正としまして、限度額を現行の「24万円」から「26万円」に改正し2万円を引き上げるもので、第2条及び第23条関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は、令和8年4月1日であります。

(2)適用区分は、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

**日程第20 議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について**

○議長（鈴木浩二君）

日程第20、議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの102ページを御覧ください。

1の提案の理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、

令和8年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を次の補償基礎額表のとおり改定するもので、別表関係でございます。

表に記載のとおり、階級や勤務年数により違いがあり、300円から500円の増額となります。

次に、(2)消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を「9,700円」から「1万円」に、最高額を「1万4,500円」から「1万5,000円」に増額するもので、第5条第2項関係であります。

次に、(3)扶養に係る補償基礎額の加算額を次の表のとおり改正するもので、第5条第3項関係でございます。

3の施行期日等は、(1)の施行期日は、令和8年4月1日からでございます。

(2)の経過措置としまして、第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第26号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第21、議案第26号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第26号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの110ページ、提案理由の説明書を御覧ください。

1. 提案の理由は、南知多町における適正な水道料金について、南知多町水道料金審議会に諮問したところ、現行の料金体系で今後推移すれば給水収益の減少を主な要因として事業継続が困難となることから、早急な給水収益の確保が必要である旨の答申がございました。この南知多町水道料金審議会の答申に基づき、水道料金を改定することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、水道料金の増額改定を行うための料金体系の改正をするもので、第23条関係であります。

3. 施行期日等につきまして、施行期日は令和8年10月1日であります。

次の水道料金に関する経過措置につきましては、施行日前から継続して使用している場合で施行日以後初めての検針に係る料金については、従前の例によるものであります。

提案理由の次のページ以降に新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、水道事業給水条例の一部を改正する条例について、2点お伺いいたします。

私も水道審議会はずっと傍聴してきました。その審議会に基づき29%の値上げを提案するものです。

現在、水道の利用状況はよく分かりますけれど、物価高騰の折にこのような高額な提案は受け入れられないとする声も聞いております。水道料金を値上げするとしても、他市町のように水道基本料金の6か月等一定月数の無料化、そして基本料金ですね、無料化、そして段階的に引上げをするような工夫はしないのか、これが1点目です。

2点目、非課税世帯、低所得者世帯への配慮はしないのでしょうか。

2点お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

内田議員からの御質問に対しまして、答弁させていただきます。

御質問1つ目につきまして、料金改定は決して余裕を見込んだものではなく、無料化を実施するためには一般会計からの繰入れなどによる財源確保が前提となります。ほかの市町では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用する事例がありますが、南知多町における物価高騰の対策としましては、水道事業ではありませんが、一般会計予算による施策がございます。

段階的な引上げにつきましては、水道料金審議会でも議論されました。段階的な値上げをした場合、一度に値上げした場合よりも改定率が高くなるため、一度で改定することが妥当であると答申されたものであります。

御質問2つ目につきまして、水道料金は使う人が費用を支払う受益者負担の原則に基づくものであり、御負担をお願いするものであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第27号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第22、議案第27号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第27号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの116ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由は、南知多町水道事業給水条例の改正に伴い、漁業集落排水事業の使用料徴収における消費税相当額の取扱いを南知多町水道事業と併せて変更するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容は、漁業集落排水事業の使用料について、消費税相当額を内税から外税に変更する改正で、第10条関係であります。

3. 施行期日等につきまして、施行期日は令和8年10月1日であります。

次の漁業集落排水施設使用料に関する経過措置につきましては、施行日前から継続して使用している場合で施行日以後初めての検針に係る料金については、従前の例によるものであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

1点質問いたします。

この漁業集落排水の内税から外税に変えることについて、利用者にとってみると分かりやすくなるわけでございますけれど、特に役場の関係からいって内税から外税に変えることで主なメリットは何だというふうに考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

内田議員からの御質問に対しまして答弁させていただきます。

消費税率が改正されたとき条例改正が不要になることであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第28号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第23、議案第28号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第28号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正

する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの121ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由であります。

系統用蓄電池の設置については、補助金による支援の拡大や需給調整市場の本格稼働、長期脱炭素電源オークションの導入等により収益機会が拡大する一方、事業規律が十分でないことから、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全を図り、町民の安全で安心な生活に寄与すること及び事業者と地域住民等が良好な関係を保ち事業が行われるようにするため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容といたしまして、(1)条例を適用する事業に系統用蓄電池の事業行為を加える改正で、第2条及び第3条関係であります。

(2)損害補填のための保険加入及び災害発生時などの措置に充てる費用の計画的な積立てを事業者の責務とする規定の追加で、第5条関係であります。

3. 施行期日等につきまして、施行期日は令和8年7月1日であります。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行するものであります。

次に、経過措置についてであります。本条例は、施行の日以後に申請または工事に着手する事業から適用することとしております。なお、施行日前に申請または工事に着手している事業者につきましても、本条例の趣旨に沿った対応を求めることとしております。

提案理由の次の123ページ以降に新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

太陽光発電設備等に関する条例等の一部を改正する条例について、2点お伺いいたします。

知多半島の各地では、既に系統用蓄電池設備は何基ぐらい設置されているのか、南知

多町で既に導入の動きが明確になっている事例はあるのでしょうか、これが1点目。

2点目、系統用蓄電池設備は、一番の大きなリスクは説明では騒音ということをおっしゃいました。騒音以外で住民との関係でほかには何かあると考えておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの御質問に対しまして答弁させていただきます。

1つ目の御質問につきましては、本町を除く知多地域5市4町のうち、太陽光発電設備の設置に関する条例を制定している市町は大府市のみで、その他の市町については指導要綱またはガイドラインで規制を図っております。また、系統用蓄電池設備の設置に関する条例等を制定している市町はありません。

このため系統用蓄電池設備の設置について、本町を含めた知多地域5市5町において、条例等に基づく届出等がなされておらず、設置数の把握はできませんでしたが、美浜町河和地内での系統用蓄電池設備の設置を確認しております。

なお、南知多町内で系統用蓄電池設備の設置については、法令等の規制の有無の相談が3件あったのみで、現時点で具体的な設置の計画がされているものではありません。

2つ目の御質問につきましては、騒音以外のリスクとして、工事期間中の振動リスク、蓄電池設備の発火・火災リスク、周辺景観との調和や濁水の流出等の周辺環境への影響が懸念されます。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第29号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第24、議案第29号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第29号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データのほう126ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,330万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,516万2,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

第4条は地方債の補正で、地方債の追加及び変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明させていただきます。

データのほう138ページを御覧ください。

3の歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は970万円の財源更正でございます。これは、保健センター外壁タイル等補修に係る費用について、交付税措置のある地方債で借入れを行うため、一般財源から町債へ財源更正をするものでございます。

次に、6目検査管財費は854万8,000円の減額補正でございます。これは、不動産鑑定業務委託料及び地盤等予備調査委託料について、執行額に合わせて減額補正を行うものでございます。

次に、7目基金費は4億9,863万2,000円の増額補正でございます。

このうち、財政調整基金積立金2億1,670万1,000円は、令和6年度決算剰余金及び基金の利子分を積み立てるため増額補正をするものでございます。

減債基金積立金2,000円、都市計画事業基金積立金116万3,000円、高齢者福祉基金積

立金6万2,000円は、基金の利子分を利子見込額に増額補正するものでございます。

公共施設等整備基金積立金2億8,070万4,000円は、基金の利子分及び財源調整分を積み立てるため増額補正をするものでございます。

次に、8目企画費は811万2,000円の増額補正でございます。これは、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの実施結果を踏まえ、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金を交付するための経費を増額するものでございます。

次に、14目公共交通対策事業費は4,818万1,000円の財源更正でございます。これは、海っ子バスの運行経費に対する補助金の交付見込額の増額に合わせ、一般財源から諸収入に財源更正するものでございます。

次に、15目諸費は5万2,000円の増額補正でございます。これは、水道事業の佐久島海底送水管布設替工事に対する補助金を増額するものでございます。

次に、139ページを御覧ください。

2項徴税费、3目定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費は543万円の減額補正でございます。これは、物価高騰対策として所得税及び住民税について、定額減税し切れないと見込まれた方々に昨年度支給した調整給付金の支給額が不足した場合に、今年度追加で現金を支給する給付金事務が完了したため減額するものでございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は370万7,000円の増額補正でございます。これは、氏名の振り仮名の職権記載に伴う戸籍の附票システム及び住民基本台帳システムの改修費用を増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費は90万3,000円の増額補正でございます。これは、国民健康保険特別会計の決算見込みに基づき、一般会計から繰出金を増額するものでございます。

次に、5目社会福祉医療費は2,219万5,000円の減額補正でございます。

19節扶助費は、医療給付費が当初の見込みより減少したため、減額するものでございます。

次のページ、140ページをお願いします。

27節繰出金は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みに基づく一般会計からの繰出金の減額及び後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続に必要な経費について、一般財源から諸収入に財源更正するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は2,333万6,000円の減額補正でございます。こ

これは、児童手当の受給者数の減少による減額、前年度の児童手当制度改正実施円滑化事業の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

次に、児童運営費は600万円の減額補正でございます。これは、保育所賄材料費の支出見込額確定に伴い、減額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は1,500万円の減額補正でございます。これは、新型コロナワクチン接種委託料の支出見込額確定に伴い、減額するものでございます。

次に、5目知多南部衛生組合費は432万7,000円の減額補正でございます。これは、知多南部衛生組合の分担金の精算により減額するものでございます。

次に、141ページを御覧ください。

2項清掃費、2目し尿処理費は821万3,000円の減額補正でございます。これは、師崎港観光センターの工事に伴い設置した仮設トイレのし尿運搬業務の完了により、執行残を減額するものでございます。

次に、3目知多南部広域環境組合費は811万2,000円の減額補正でございます。これは、事業経費の確定及び繰越金の精算等により分担金を減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は1億746万1,000円の減額補正でございます。これは、当初見込みの事業量に対し、事業実績が減少したため減額するものでございます。

次に、5目農地費は1,224万6,000円の増額補正でございます。これは、国の補正予算により愛知県が実施する内海・下別所池、豊丘・中池下池のため池耐震対策工事を前倒しして実施するため、事業に係る負担金を増額するものでございます。

次に、3項水産業費、2目水産業振興費は1,984万円の減額補正でございます。このうち、漁業振興対策事業費は、当初見込みの事業量に対し、事業実績が減少したため減額するものでございます。

栽培漁業振興対策事業費は、企業版ふるさと納税の寄附者の希望により新たな魚種であるクエの種苗放流を行うため、増額するものでございます。

次に、3目漁港管理費は1億1,810万4,000円の増額補正でございます。これは、日間賀漁港の機能保全工事設計業務委託料の事業費確定に伴う減額、国の補正予算で浮き桟橋製作を行うための工事費を増額するものでございます。

次に、142ページを御覧ください。

7款1項商工費、4目観光振興費は37万3,000円の財源更正でございます。これは、内海観光センター建設工事の事業費確定に伴い、公共施設等整備基金からの繰入額を減額し、一般財源を増額するものでございます。

次に、5目師崎港観光センター周辺整備運営事業費は3,727万1,000円の増額補正でございます。これは、事業運営業務委託料、既設立体駐車場の出口の位置を変更する工事請負費、基金利子を増額するものでございます。

次に、9款1項消防費、1目常備消防費は279万9,000円の減額補正でございます。これは、知多南部消防組合の分担金の精算により減額するものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費は222万5,000円の減額補正でございます。これは、主に地方創生臨時交付金の活用による児童の給食費無償化に伴い、給食センターへ支払う給食費分が不要となったため、要保護及び準要保護児童就学援助費を減額補正するものでございます。

次に、143ページを御覧ください。

3項中学校費、1目学校管理費は1億4,990万円の増額補正でございます。このうち、南知多中学校空調及び照明設備取替工事は、照明設備取替工事の未実施による減額、篠島中学校改修工事は、改修箇所の減により工事請負費を減額するものでございます。また、国の補正に伴い、南知多中学校体育館及び武道場、篠島中学校体育館への空調機器を整備するため、設計監理業務委託料、設置工事及び断熱対策工事を増額するものでございます。

次に、2目教育振興費は213万8,000円の減額補正でございます。これは、先ほど御説明しました2項小学校費、2目教育振興費と同様に、主に地方創生臨時交付金の活用による生徒の給食費無償化に伴い、給食センターへ支払う給食費分が不要となったため、要保護及び準要保護生徒就学援助費を減額するものでございます。

次に、12款1項公債費、1目元金は290万円、2目利子は303万円を一般財源から繰入金へ財源更正を行うものでございます。

師崎港観光センター周辺整備運営事業、内海観光センター整備事業に対する借入元金及び利子が確定したため、令和7年度の償還分に対して公共施設等整備基金を財源とするため、財源更正をするものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

データのほう少し戻りまして、133ページを御覧ください。

133ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款町税、2項1目固定資産税は2,625万円の増額補正でございます。これは、現年課税分の収入見込額に合わせて増額するものでございます。

次に、4款配当割交付金から7款の地方消費税交付金までにつきましては、県からの交付金見込額へそれぞれ増額補正をするものでございます。

次に、10款1項1目地方交付税は1億5,435万1,000円の増額補正でございます。普通交付税の追加交付分を計上するものでございます。

次に、134ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、6目駐車場使用料は1,108万5,000円の減額補正でございます。これは、師崎港の駐車場収入見込みが予算額を下回るため、減額をするものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,748万3,000円の減額補正でございます。

1節社会福祉費負担金は、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みに基づく財源の補正でございます。

2節児童福祉費負担金は、歳出で御説明しました児童手当等支給事業費の補正に伴い、減額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は172万3,000円の減額補正でございます。

1節総務管理費補助金は、歳出で御説明しました定額減税補足給付金（不足額給付）納付事業費に対する補助金を減額するものでございます。

2節戸籍住民基本台帳一般管理費補助金は、歳出で御説明しました戸籍の附票システム及び住民基本台帳システムの改修費用の財源として増額するものでございます。

6目教育費国庫補助金は4,476万1,000円の増額補正でございます。

へき地児童生徒援助費は、補助内定額が下回ったことなどによる減額、学校施設環境改善交付金は、歳出で御説明しました南知多中学校空調及び照明設備取替工事費等の減額による減があるものの、南知多中学校体育館及び武道場空調・断熱対策工事、篠島中学校体育館空調・断熱対策工事の財源として増額するものでございます。

次に、135ページを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は611万7,000円の減額補正でございます。

1節社会福祉費負担金は、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みに基づく財源の補正でございます。

2節児童福祉費負担金は、歳出で御説明しました児童手当等支給事業費の補正に伴い、減額するものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金は1,210万円の減額補正でございます。これは、歳出で説明しました社会福祉医療費の補正に伴い減額するものでございます。

次に、4目農林水産業費県補助金は4,744万8,000円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明しました農業振興対策事業費、漁業振興対策事業費、漁港施設維持管理費の補正に係る財源の補正でございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は94万5,000円の増額補正でございます。これは、師崎港観光センター周辺整備運営事業基金の利子を増額するものでございます。

次に、17款1項寄附金、1目一般寄附金は100万円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しました栽培漁業振興対策事業費の補正に係る財源の補正でございます。

次に、136ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は6,174万4,000円の減額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものでございます。

2目公共施設等整備基金繰入金は555万7,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しました公債費の財源として増額するものでございます。

4目師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金は3,057万8,000円の増額補正でございます。これは、歳出で説明しました師崎港観光センター周辺整備運営事業費の財源として増額するものでございます。

次に、19款1項1目繰越金は2億5,164万9,000円の増額補正でございます。これは、令和6年度の決算剰余金の未計上分を繰越金として計上するものでございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は810万1,000円の増額補正でございます。これは、前年度の師崎港臨時駐車場の利用料を過年度収入として計上するものでございます。

3目雑入は6,962万円の増額補正でございます。このうち、1節総務費雑入は、公共交通対策事業費の財源として、2節民生費雑入のうち後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、後期高齢者医療特別会計繰出金の財源として増額するものでございます。

また、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金は、令和6年度療養給付費負担金の額の確定に伴い、精算金を増額するものでございます。

次に、21款1項町債、1目総務債970万円は、保健センター整備事業の財源として増額するものでございます。

次に、137ページを御覧ください。

4目農林水産業債3,410万円は、国の補正予算による事業の追加に伴う財源として増額するものでございます。

8目教育債6,130万円は、国の補正予算による事業の追加に伴う財源として増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、少し戻りましてデータの129ページ、左の表を御覧ください。

129ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正の表でございます。

公共施設残置物等撤去収集運搬処分事業から中学校空調設備整備事業の8事業につきまして、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するため、繰越明許費の予算措置を行うものでございます。

次に、右の表を御覧ください。

第3表、債務負担行為補正の表でございます。

師崎港観光センター周辺整備運営事業について、物価高騰に伴う施設整備費の増加等により、現時点で設定している債務負担行為限度額29億6,539万5,000円に6億3,901万9,000円を追加するものでございます。

次のページ、左の表を御覧ください。

第4表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債について説明をさせていただきました地方債限度額の追加及び変更でございます。

次に、少し飛びまして、データ144ページを御覧ください。

144ページをお願いします。

債務負担行為を追加する師崎港観光センター周辺整備運営事業の限度額、支出予定額及び財源内訳を示した調書でございます。

次のページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和7年度末現在高見込額は62億496万4,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

教育課と産業振興課の関係で質問いたします。

1点目、教育課、南知多中と篠島中の体育館空調工事などは、昨年3月の令和7年度予算に盛り込まずに今の時期に補正でこのような約1億7,300万円を積もうとするのはどうしてでしょうか。

2点目、産業振興課関係です。

立体駐車場の出口変更の工事について、1,496万円を補正するという事業になっていますが、これはどのような工事内容だったのか。

それから3点目、令和7年度予算では観光センター事業費の中で、事業運營業務委託料を9,456万2,000円を計画しておりました。さらに、今回の補正で2,136万6,000円を支出する具体的な根拠は何でしょうか。

4点目、漁業生産力強化総合対策事業費補助金が2,084万円減っております。これはどうして減っているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

内田議員からの一般会計補正予算質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁させていただきます。

まず、教育課所管分について答弁をさせていただきます。

御質問1つ目につきましては、中学校体育館の空調工事等は、当初令和8年度予算で計上する予定でありましたが、事業を8年度の早期に着手するため、国の学校施設環境改善交付金の令和7年度前倒し事業として申請し、内定を得ましたので、今回の令和7年度補正予算に計上しております。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

続きまして、産業振興課所管分について御答弁をさせていただきます。

御質問1つ目につきましては、篠島、日間賀島からの要望で、既存立体駐車場の定期駐車場出口を羽豆神社側に移設する工事となっております。

次に、2つ目につきましては、特別目的会社、いわゆるSPCの組成費を一括支払いすることになったためでございます。これは、当初割賦払いする予定だったものが、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代交付金の採択によりまして、金融機関からの借入金額が減少したことに伴い、変更させていただいております。

次に、3つ目につきましては、漁業生産力強化総合対策事業費補助金につきましては、主に町内の漁協が補助対象でございます。一部町費を上乗せした県費補助事業でございます。

減額の理由といたしましては、当初予定していた事業を別の補助事業で検討したり、予定していた機械が出荷停止となり年度内の納品が不可能となったため、令和8年度以降に持ち越したりするなどであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第30号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第25、議案第30号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第30号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

146ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,012万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,658万2,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

152ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

上段から、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は1億円の減額補正であります。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1,000万円の減額補正であります。これは、療養給付費及び高額療養費が当初の見込みより減少したため、減額するものであります。

次に、6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業安定化基金積立金は22万4,000円の増額補正であります。これは、基金の利子分を積み立てるため増額するものであります。

次に、8款1項1目予備費は34万4,000円の減額補正であります。これは、歳入歳出の調整による減額であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

2ページへお戻りいただき、150ページの上段を御覧ください。

2. 歳入であります。

上段から、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は5,363万円の減額補正であります。これは、国民健康保険税が当初の見込みより減少したため、減額するものであります。

次に、2款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金は1億1,845万7,000円の減額補正であります。これは、歳出で説明いたしました療養給付費及び高額療養費の減額に伴う保険給付費等交付金の減額と県の保険者努力支援制度交付額の確定に伴う減額であります。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は22万3,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険事業安定化基金の利子が当初見込みより増額となったため、増額補正するものであります。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は90万3,000円の増額補正であります。これは、1節保険基盤安定繰入金、次の151ページ上段、2節、未就学児均等割保険税繰入金から6節その他一般会計繰入金までの各繰入金の額の確定に伴い、それぞれ増額または減額を行うものであります。

次に、5款1項繰越金、1目その他繰越金は6,084万1,000円の増額補正であります。これは、前年度の繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号の件については、総務厚生委員会に付託

することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時とさせていただきます。

〔 休憩 12時00分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

それでは、休憩を解きまして、ただいまから会議を再開いたします。

日程第26 議案第31号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第26、議案第31号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第31号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

153ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,483万7,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

156ページを御覧ください。

下段の3. 歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は206万7,000円の増額補正であります。これは、後期高齢者医療保険料の収納見込額の増額分と市町村保険基盤安定負担金額の確定による減額分の差額を増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段、2. 歳入で、1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険

料は231万6,000円の減額補正、2目普通徴収保険料は508万5,000円の増額補正であります。

これは、後期高齢者医療保険料の今年度の収入見込額の確定によるもので、歳出で御説明しました後期高齢者医療広域連合納付金の保険料分の財源となるものであります。

次に、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は70万2,000円の減額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました市町村保険基盤安定負担金額の確定に伴う減額であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第32号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第27、議案第32号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第32号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

157ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,509万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

160ページを御覧ください。

下段、3. 歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は294万8,000円の増額補正であります。これは、令和8年度に限り介護保険料算定方式を見直しする必要が生じたため、介護保険システム改修業務委託料を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入であります。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業費補助金は147万4,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました介護保険システム改修業務委託料に対する国の補助金を増額するものであります。

その下、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は147万4,000円の増額補正であります。これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第33号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第28、議案第33号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

議案第33号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

161ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の第2条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億3,771万7,000円」を「1億3,769万円」に改め、「当年度分損益勘定留保資金1億527万3,000円」を「当年度分損益勘定留保資金1億524万6,000円」に改めるものであります。

また、収入として、第1款資本的収入に10億9,065万9,000円を追加し、その総額を11億3,643万5,000円とし、次の支出として、第1款資本的支出に10億9,063万2,000円を追加し、その総額を12億7,412万5,000円とするものであります。

次に、第3条は、予算第5条の次に次の1条を加えるものであります。

企業債、第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるもので、岩屋配水区管路耐震化事業の限度額を1億1,620万円、次のページの佐久島海底送水管布設替事業の限度額を4億4,150万円とするものであります。

次に、少し飛びまして、データの168ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

資本的収入及び支出の上段の表の収入は、第1款資本的収入、第3項第1目企業債に5億5,770万円、第4項補助金、第1目国庫補助金に3億6,648万1,000円、第2目県補助金に1億6,637万5,000円、第3目市町補助金に10万3,000円をそれぞれ追加する増額補正であります。これは、岩屋配水区管路耐震化事業及び佐久島海底送水管布設替事業に係る資金を追加するものであります。

下段の表の支出は、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良

費に10億9,063万2,000円を追加する増額補正であります。これは、岩屋配水区管路耐震化事業及び佐久島海底送水管布設替事業を実施するため、その費用を追加するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、水道事業会計補正予算（第3号）について3点質問をします。

まず1点目は、岩屋配水区管路耐震化と佐久島海底送水管布設事業で5億5,770万円を起債しようとしております。年利4%以内で普通貸借または証券発行として、現在は地方公共団体金融機構の2%金利で借りようとしております。直近でも0.1%や0.2%、1.4%で実際借りている事例があります。もっと安い金利の銀行等を探しているのでしょうか。それとも仕方なかったのでしょうか。

2点目、今後低利の借換えなどでも想定しているようです。どのような条件でこれを判断していきますか。

3点目、政府資金の場合は、銀行と比べて有利なことは具体的にはどのようなことでしょうか。

3点についてお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

内田議員からの御質問に対しまして答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、借入先により借入対象となる事業が限定されていたり、あと金利も上昇しておりますので、直近と同じ借入れができるわけではありません。

この中で、地方公共団体金融機構は、民間金融機関のような利益確保を前提としていないため、利率が低くかつ安定的な資金調達が可能であり、民間資金は検討する必要はないと判断し、比較はしておりません。

御質問2つ目につきまして、地方公共団体金融機構から借り換える場合につきましては、繰上償還に伴い、元金だけではなく将来支払う予定の利息も補償金として支払う必要があります。その額を考慮しても借換えのほうが有利と判断した場合、借換えを行います。

御質問3つ目につきまして、政府資金の場合は、国の信用力を背景とした調達構造に基づくため、結果として民間資金よりも利率が低く設定される傾向にあり、有利といえます。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第34号 令和8年度南知多町一般会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第29、議案第34号 令和8年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第34号 令和8年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの172ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額は101億8,800万円で、令和7年度と比較しますと2億6,400万円、2.7%の増となっています。

概要につきましては、さきに配付させていただいた令和8年度予算の概要に記述して

ありますので、ここでは歳入予算及び歳出予算の主なものを申し上げます。

歳入予算から御説明いたします。

1 款町税は、前年度と比較しまして1,784万8,000円増の20億4,386万6,000円を計上しています。町税のうち町民税の個人分につきましては、営業等所得の伸びを見込み、前年度と比較しまして2,211万円増の7億4,511万4,000円を見込んでいます。

法人分につきましては、法人数の増加による増収を見込み、前年度と比較しまして321万6,000円増の8,595万1,000円を見込んでいます。

個人分と法人分を合わせました町民税の総額では、前年度と比較しまして2,532万6,000円増の8億3,106万5,000円を計上しています。

固定資産税については、家屋の新增築や償却資産の新設等による増はありますが、土地の時点修正による下落を見込み、前年度と比較しまして186万1,000円減の10億695万4,000円を計上しています。

その他、軽自動車税7,575万8,000円、町たばこ税1億1,618万6,000円、入湯税1,390万3,000円を計上しています。

10款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。前年度と同額の27億円を計上しています。そのうち普通交付税は25億5,000万円を計上し、特別交付税は1億5,000万円を計上しています。

13款使用料及び手数料は、前年度と比較しまして814万4,000円減の1億8,985万2,000円を計上しています。減額の主な理由といたしまして、指定ごみ袋売捌金の減を見込むものであります。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、合計額で16億1,893万5,000円の計上で、前年度と比較しまして2億2,413万6,000円の減額となっています。減額の主な理由としましては、標準準拠システム移行のためのデジタル基盤改革支援事業費の減、学校施設環境改善交付金の減であります。

17款寄附金は13億170万3,000円を計上しています。このうち、ふるさと納税は前年度と比較して3億円増の13億円を計上しています。増額の主な理由といたしましては、中間事業者と共に事業者支援や返礼品開発に一層の力を入れることで、ふるさと応援寄附金の増を見込むものであります。

18款繰入金は、前年度と比較しまして3,524万2,000円減の6億1,431万2,000円を計上しています。減額の主な理由といたしまして、師崎港観光センター周辺整備運営事業の

財源とする師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金の減によるものであります。

21款町債につきましては、前年度と比較しまして1億6,310万円増の7億7,800万円を計上しております。増額の主な理由といたしまして、旧篠島小学校の解体工事、日間賀島複合化施設建築に伴う旧日間賀中学校の解体工事の財源として増となったものであります。

その他、主な収入といたしまして、19款繰越金5,000万円及び20款諸収入1億7,106万8,000円をそれぞれ計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

1款議会費は7,936万6,000円で、前年度と比較しまして798万7,000円の減となっております。減額の主な理由につきましては、議員定数の変更に伴う議員給与費の減によるものであります。

2款総務費は27億6,076万4,000円で、前年度と比較しまして7億52万3,000円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、旧篠島小学校及び旧日間賀中学校の解体工事費、ふるさと納税寄附額の増額に伴うふるさと納税取扱業務委託料などが増となったことによるものであります。

3款民生費は26億7,785万6,000円で、前年度と比較しまして4,901万円の増となっております。増額の主な理由につきましては、後期高齢者医療費負担増による広域連合負担金の増、人事院勧告に伴う施設型給付費委託料の増によるものであります。

4款衛生費は9億8,539万4,000円で、前年度と比較しまして8,198万7,000円の増となっております。増額の主な理由につきましては、収集運搬費の増による知多南部衛生組合分担金、安定した医療を今後も継続的に届けるために知多厚生病院運営費補助金を増額するものであります。

5款労働費は298万8,000円で、知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などの費用を計上しています。

6款農林水産業費は4億6,655万9,000円で、前年度と比較しまして328万7,000円の減となっております。減額の主な理由につきましては、経営体育成支援事業費補助金の減によるものであります。

7款商工費は5億2,102万1,000円で、前年度と比較しまして7億1,965万3,000円の減となっております。減額の主な理由につきましては、師崎港観光センター周辺整備運営事業の建設工事完了による減であります。

8款土木費は3億6,576万7,000円で、前年度と比較しまして8,743万円の増となっております。増額の主な理由につきましては、道路修繕工事、河川維持補修工事による増となっております。

9款消防費は5億7,956万7,000円で、前年度と比較しまして913万9,000円の増となっております。増額の主な理由につきましては、知多南部消防組合への分担金などが増となったことによるものであります。

10款教育費は10億257万7,000円で、前年度と比較しまして9,719万8,000円の増となっております。増額の主な理由につきましては、小学校体育館空調機器整備工事、総合体育館直流電源装置取替工事などの増によるものであります。

12款公債費は7億2,311万円で、前年度と比較しまして2,983万2,000円の減となっております。減額の主な理由につきましては、借入れの完済が進んでいることによる減であります。

以上で一般会計予算の提出理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、令和8年度一般会計予算について質問をいたします。

まず、まちなみ環境課からです。

知多南部衛生組合分担金が昨年よりも6,748万4,000円増えているのは、これは何でしょうか。

それから、2点目です。

知多南部広域環境組合の分担金も昨年度よりも508万1,000円増えていますが、その理由は何でしょうか。

それから、3点目です。

地籍業務調査委託料が昨年度412万6,000円から1,565万8,000円に増えております。これはどのような委託を増やしたのでしょうか。

次、産業課……。

(「議長、議会運営」と呼ぶ者あり)

○6番(石垣菊蔵君)

内田議員の今の質問は、増減の質問じゃないでしょうか。これは確認書で文書回答だと思っておりますが、いかがですか、議長。

○議長(鈴木浩二君)

それでは、暫時休憩といたします。

○5番(内田 保君)

どちらでもよかったですと思います。

○議長(鈴木浩二君)

ちょっとお待ちください、暫時休憩します。再開を1時30分といたします。よろしくお祈いします。

[休憩 13時25分]

[再開 13時29分]

○議長(鈴木浩二君)

それでは、休憩を解きまして、再開いたします。

ただいまの内田議員の質問に対しての議会運営委員会を開かせていただきました。

明確に数字だけのことをやっちゃいけませんということではないですが、軽微な質問は確認書により出していただくということが決まっているものですから、主に数字だけの質問にならないように、そこは御配慮してください。

それで内田議員、よろしいでしょうか。

○5番(内田 保君)

分かりました。

○議長(鈴木浩二君)

内田議員。

○5番(内田 保君)

続いて、産業振興課の関係です。

労働環境対策費、これは貸付金で住宅資金の預託金が昨年まで30万円あったんですけど、これが減らされている理由は、何でしょうか。

それから、遊休農地のA I判読システム220万円で導入するそうですが、このソフト

はどのような利点が見込まれるのでしょうか。

それから3点目です。新設のあいち型産地パワーアップ事業補助金ですが、653万円になります。これはどのように活用する補助金ですか。

建設課関係です。3点。

農業土木一般管理費で、農業農村多面的機能支払事業補助金が昨年よりも721万9,000円増えております。この事業についての理由をお答えください。

それから167万円、県営ため池事業の事業費で、防災ダム事業負担金が昨年度より700万円も減っています。このことについてもお答えください。

それから、修繕工事の関係です。

河川維持補修事業費が昨年より550万円から2,850万円に増えております。この補修工事の予定している場所などもお答えください。

そして、教育課の関係です。

1番目、本年度部活動指導員謝金は昨年予算は316万8,000円でした。令和8年度予算は414万8,000円であります。まだまだ少ないと考えます。1人時間当たり幾らで何人の指導員配置を予定しているのでしょうか。

それから2点目、令和8年度は就学援助項目が増えております。教育課の努力で増えております。特別支援教育就学奨励費、児童と生徒の要保護・準要保護児童の生徒就学援助費が、小学校の特別支援教育就学奨励費、昨年の72万9,000円から63万2,000円に減っております。要保護・準要保護費も373万4,000円から166万4,000円に減っております。中学校の関係も同じように102万2,000円から70万6,000円に減っており、要保護・準要保護も455万5,000円から318万4,000円に減っております。これは、数が少なくなったのかどうなのか、そこについて確認したいと思います。

それから、最後です。

小・中学校の教育振興管理費で、学校図書館図書管理業務従事者の謝礼が小学校は73万5,000円から73万7,000円、中学校は30万3,000円から29万1,000円に減っております。曖昧な雇用形態で謝礼としておりますけれど、正規職員もしくは会計年度任用職員として任用に替えるべきではないでしょうか。

特に、国の学校図書館充実の方針は、学校図書館司書配置で1校当たり小学校は133万6,000円、それから中学校は127万9,000円、基準財政需要額に算入させております。これも交付税措置を取っておりますけれど、またそのほかにも図書館充実として、国は

新聞の配置、図書費でも南知多町の予算よりも多く交付税措置をしております。そのような充実した学校図書館にする方針を立てるべきじゃないでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

たくさん質問が出ましたが、皆様通達が来ていると思いますのでお答えできると思います。

順次お願いいたします。

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの一般会計議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁させていただきます。

まず、まちなみ環境課所管分について答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、知多南部衛生組合分担金の主な増減の要因として、可燃ごみ等収集運搬業務委託料、分別収集運搬業務委託料が人件費等の見直しにより増額したことのほか、廃棄物処理施設整備費として、旧ごみ焼却場・最終処分場の跡地利用のために行う最終処分場施設工事費の増であります。

次に、2つ目につきましては、知多南部広域環境組合分担金の増額の主な要因として、給与改定による派遣職員人件費の増のほか、A S E Cの焼却残渣処分単価が大幅に値上げされたこと、ごみ処理施設管理運営業務委託料を物価変動及び人件費の上昇により増額したためであります。

次に、3つ目につきましては、地籍業務調査委託料の増額の要因として、1調査区を令和6年から令和9年度までの4か年で行う業務であるため、今年度と来年度では行う委託内容が異なるためであります。

令和7年度は、地籍業務調査に先立ち関係者の皆さんへの説明会を開催した後、調査の地籍図根多角点を道路上等に設置する業務を行いました。

令和8年度では過去の測量図等に基づき、事前に調査及び測量を行い、境界に仮ぐい等の目印を設置いたします。その後、土地所有者または相続関係人の立会いにより、所有者、地番、境界等の現地確認を行った結果を座標点と結びつけるための測量を委託実施するため増額になったものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

続きまして、産業振興課所管分について答弁させていただきます。

まず、御質問1つ目につきまして、住宅資金預託金でございますが、現在申込みしていただいている勤労者住宅資金融資の返済が令和7年度で終了し、そのほかに新規の申込みがないため令和8年度について減額したものでございます。

次に、2つ目、遊休農地A I判読システムでございますが、毎年実施している農地現況調査において農地が適切に管理されているかを確認し、遊休農地を把握しておりますが、現状は筆数の多さや現地の山林化などにより調査が難航し停滞しております。そのため、衛星データや航空写真とA I、人工知能ですね、を組み合わせ、農地の耕作状況を自動的に判定する遊休農地A I判読システム業務を委託しまして、遊休農地の把握を限りなく現状に近いものとしたします。

主な利点といたしましては、調査コスト、人員・時間の劇的な削減、調査精度の向上と客観化、農地管理のデジタル化、また農地集積の推進などが上げられます。これを毎年実施する農地現況調査の基礎データとするため、1回限りの委託業務でありまして、今後ランニングコストなどの経費はかかりません。なお、導入経費は国庫補助100%を予定しております。

次に、3つ目につきまして、あいち型産地パワーアップ事業補助金は、知多地域が一体となって策定した産地戦略、産地の10年後を展望し、5年後までの行動計画を取りまとめたものでございますが、それに基づく栽培施設や共同利用施設の整備や改修、高性能な農業用機械の導入などを支援することで、愛知県における農業の生産力の強化を図るものでございます。

令和8年度におきましては、2名の農業者が購入予定の乗用自動移植機、トラクターなどの農業用機械の導入を支援いたします。補助率3分の1の県費補助事業でありまして、町費の持ち出しはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（石黒俊光君）

続きまして、建設課所管分について答弁させていただきます。

御質問1つ目につきまして、農業農村多面的機能支払事業補助金では、これまでの農道・水路などの草刈り、泥上げなどの維持管理活動に加えて、新たに知多南部土地改良区が補助事業として資源向上支払い長寿命化事業として、主に田んぼや畑の給水パイプラインの改修事業を行うための予算が増額となっています。

次に御質問2つ目につきまして、県営防災ダム事業負担金については、令和7年度補正予算にて前倒しして予算を確保しているため、令和8年度予算としては減額となっております。愛知県は、令和7年度補正予算分について繰越しで工事を実施する計画です。

次に、御質問3つ目につきまして、主な工事としましては、片名川の流路工事700万円、内海・内福寺川の河川しゅんせつ工事1,000万円、内海・塩田川の河川しゅんせつ工事1,000万円を予定しています。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

最後に、教育課所管分について答弁をさせていただきます。

御質問1つ目につきまして、部活動指導員謝金は、国より中学校休日部活動地域展開の指導者謝金として示されました1人1時間1,600円の基準に基づいております。

指導員の配置人数につきましては、地域展開準備期間の令和8年4月から7月までの4か月間につきましては20名、地域展開後の8月以降につきましては17名の指導者をそれぞれ配置する予定をしております。

なお、8月以降の休日につきましては、南知多中学校と篠島中学校が合同で部活動を行う予定をしておりますので、3名の減としております。

御質問2つ目につきまして、特別支援教育就学奨励費児童・生徒奨励費及び要保護・準要保護児童・生徒就学援助費の減額の主な理由につきましては、学校給食費を無償化したことによるものであります。

御質問の3つ目につきまして、小・中学校の学校図書館図書管理業務従事者謝礼の支払い基準につきましては、各学校の図書冊数や学校割等で年間の時間配分を決定しており、1校当たりで年間128時間となっております。必要な作業時間が少なく不定期の作業でもあるため、所定時間での任用要件は困難であり、協力いただける方にお願ひし、謝礼をお支払いする形となっております。したがいまして、今のところは正規職員や会

計年度任用職員の任用は考えておりません。

また、充実した学校図書館につきましては、各学校の現状を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木浩二君)

内田議員。

○5番(内田 保君)

最後の学校図書館の関係について、もう一回確認しておきます。

文科省は……。

○議長(鈴木浩二君)

すみません、内田議員。それは、3問までということですので……。

○5番(内田 保君)

いや、違います、この最後の関連の。

○議長(鈴木浩二君)

いや、だったら座ってください。やめてください。

○5番(内田 保君)

いやいや。

○議長(鈴木浩二君)

いやいや、質問でしょう。

○5番(内田 保君)

質問です。

○議長(鈴木浩二君)

質問はできません。ルールぐらい守ってくださいよ。

○5番(内田 保君)

関連質問できますよ、もう一つは。もう一問。

○議長(鈴木浩二君)

すみません、関連質問はできないんですよ、分かりますか。関連質問はできないんです、そういうルールになっているんです。

○5番(内田 保君)

そうですか、はい、そこら辺はもういいです、はい。

○議長（鈴木浩二君）

ルールを守ってください。よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○10番（榎戸陵友君）

私も通告書じゃなくて確認書のほうで質問しておりますので、これに従って……。

○議長（鈴木浩二君）

ごめんなさい。

○10番（榎戸陵友君）

できませんか。

○議長（鈴木浩二君）

確認書はできません。通告書を出してください。申し訳ありません。

○10番（榎戸陵友君）

ちょっと先ほどの議会運営委員会のことでお話ししたいことがあるんですけど、いいですか。

○議長（鈴木浩二君）

どうぞ。

○10番（榎戸陵友君）

議員の勉強会において決められた、本会議の際の質疑通告書と確認書というのがあって、それで私はいつも確認書のほうでやるんですけども、質問を、今日も20問ぐらい出してあるんですけども、先ほど内田議員の質問の仕方ですが、こちらのほうも私のようにしていただいて、ほかの議員にも説明が分かるような詳細のものを文書でいただいて議員の理解を得る。

それからもう一つは、議会の時間の短縮といっっては何ですけど、そういったことも諮っていただきたいと思います。

それから数字の増減も確認書でやっていただきたいと思いますので、この場で言うことかどうか分かりませんが、改革をしていただきたいと、このように思います。

○議長（鈴木浩二君）

賛成ですけど、ここで決めることではないのですみません。

今、榎戸議員より提案されたことに関してですが、また後日、議員勉強会で決めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第34号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第35号 令和8年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第30、議案第35号 令和8年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第35号 令和8年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの300ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は25億9,000万円で、前年度と比較しますと1億2,200万円、4.5%の減となっております。

概要につきましては、さきに配付させていただいた令和8年度予算の概要に記述してありますので、ここでは歳入予算及び歳出予算の主なものを申し上げます。

歳入予算から説明いたします。

国民健康保険税は、前年度比1.0%増の7億1,834万1,000円、保険給付費等交付金を含む県支出金は前年度比4.7%減の17億770万4,000円、繰入金は前年度比21.5%減の1億5,942万1,000円となっております。

次に、歳出予算につきまして御説明いたします。

保険給付費は、前年度比4.7%減の16億9,135万円、国民健康保険事業費納付金は4.4%減の8億5,760万1,000円、保健事業費は前年度比2.3%増の2,843万9,000円となっております。

以上で、国民健康保険特別会計の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第36号 令和8年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第31、議案第36号 令和8年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第36号 令和8年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの317ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額は3億8,500万円で、前年度と比較しますと1,920万円、5.2%の増となっております。

概要につきましては、さきに配付させていただいた令和8年度予算の概要に記述してありますので、ここでは歳入予算及び歳出予算の主なものを申し上げます。

歳入予算から説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、前年度比3.9%増の2億8,861万6,000円、繰入金は前年度比9.4%増の9,593万9,000円となっております。

次に、歳出予算につきまして御説明申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、5.6%増の3億8,110万1,000円となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

皆様にお伝えいたします。あと少しですので、このまま続けてもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしく願いいたします。

日程第32 議案第37号 令和8年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

それでは、日程第32、議案第37号 令和8年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第37号 令和8年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの326ページを御覧ください。

介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は19億8,100万円で、前年度と比較しますと5,900万円、3.1%の増となっております。

概要につきましては、さきに配付させていただいた令和8年度予算の概要に記述してありますので、ここでは歳入予算及び歳出予算の主なものを申し上げます。

歳入予算から御説明いたします。

保険料は、前年度比0.9%減の3億8,929万8,000円、国庫支出金は前年度比1.7%増の4億7,053万7,000円、支払基金交付金は前年度比2.2%増の5億289万4,000円、県支出金は前年度比2.0%増の2億8,230万1,000円、繰入金は前年度比12.6%増の3億2,640万円となっております。

次に、歳出予算につきまして御説明いたします。

総務費は、前年度比11.5%増の3,002万1,000円、保険給付費は前年度比2.1%増の18億1,568万6,000円、地域支援事業費は前年度比15.1%増の1億3,274万7,000円となっております。

以上で、介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第38号 令和8年度南知多町水道事業会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第33、議案第38号 令和8年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第38号 令和8年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの352ページを御覧ください。

予算の内容としまして、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益7億6,877万4,000円に対しまして、水道事業費用7億4,789万5,000円を計上するものであります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入1億7,913万2,000円に対しまして、資本的支出2億9,983万円で、差引不足額1億2,069万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

令和8年度の予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額は10億4,772万5,000円で、前年度予算額8億7,148万7,000円と比較しまして、1億7,623万8,000円の増となっております。

次に、第5条、継続費におきましては、中央監視装置更新事業を令和8年度と9年度の継続事業として予定しており、総額を2億20万円とし、それぞれの年割額を定めております。

次に、第6条、企業債におきましては、起債の目的を中央監視装置更新事業と日間賀島配水場多項目水質計更新事業とし、限度額などを定めております。

以上で、水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、令和8年度水道事業会計予算について質問いたします。

まず第1点、有収水量と有収率は、令和8年度は令和6年、7年と続いた81.9%が83.47%に引き上げるといふふうに予想されております。この根拠は何ですか。

2点目、資本的収入が、町からの補助金が昨年より3,062万3,000円少ない996万7,000円となっております。また、国の補助金はゼロとなっております。どのような理由で少なくなっているのでしょうか。

3点目、上下水道管路管理システム再構築業務委託4,559万5,000円で業務の効率化を目指すそうですが、AIで漏水確率や流量測定などできるそうであります。このシステム導入でほかに何の業務が、具体的に87%削減できるとしているのか。お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

内田議員からの御質問に対しまして答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、現在、佐久島までの海底送水管で発生している漏水が施工中の佐久島海底送水管布設替工事により改善されるため、有収率の上昇を見込んだものであります。

御質問2つ目につきましては、町からの補助金は、離島における配水施設工事で生じた費用及び人件費に対し受け取るものですが、予定している施設工事が少ないため額が減少しています。

国の補助金につきましては、該当する工事がないため計上しておりません。令和8年度当初予算では0円となっております。

御質問3つ目につきましては、ある自治体の試算でございますが、漏水調査に係る費用の約87%が削減できるとされています。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第38号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第34 議案第39号 令和8年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第34、議案第39号 令和8年度南知多町漁業集落排水事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第39号 令和8年度南知多町漁業集落排水事業会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

データの376ページを御覧ください。

予算の内容としまして、第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、漁業集落排水事業収益1億2,668万5,000円に対し、漁業集落排水事業費用1億2,310万4,000円を計上するものであります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入6,435万9,000円に対し、資本的支出7,912万7,000円を計上するもので、その収支差引不足額1,476万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

令和8年度の予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額2億223万1,000円で、前年度予算額1億8,510万円と比較しまして、1,713万1,000円の増となっております。

次に、第5条、企業債におきましては、起債の目的を処理場等設備保全工事・管路新設工事とし、限度額などを定めております。

以上で、漁業集落排水事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

5番、内田議員。

○5番（内田 保君）

令和8年度漁業集落排水事業会計予算について質問します。

1点目ですが、企業債が1,790万円としております。その借り先が金利2%で財務省890万円、金利4%で地方公共団体機構が900万円借りるとしております。

愛知県の山間市町村振興資金は利率が0.01%です。金利が安いほかの団体になぜしないのでしょうか。それとも、この2つの公的な団体による利便性がほかにあるからなのでしょうか。

2点目です。

接続戸数の問題で760戸ですが、全体の98%の接続率だそうです。あと何戸がまだ集落排水に加入していないのでしょうか。2%の未加入家庭のし尿処理はどのような方法で今なされているのでしょうか。

3点目、最後です。

収益的収支では、一般会計補助金で5,643万円としているのに、資本的収入では一般会計出資金1,776万2,000円としているのはなぜでしょうか。補助金と出資金の言い方が違うんですね、どちらも返済を求めないというはずだと思いますけど、補助金も出資金も、大きな違いは何でしょう。

○議長（鈴木浩二君）

ちょっと内田議員に聞きます。

申し訳ないです。漁業集落排水のお金を山間市町村振興費で借りたらどうかというふうに聞いているんですか。

○5番（内田 保君）

愛知県山間市町村振興資金は利率が0.01%になっているんですね。だから、金利の安いほかの団体になぜしないのでしょうかと、そういうことです。

○議長（鈴木浩二君）

だから、これと同じようなものがどこかにあるのではないかという話ですか。

○5番（内田 保君）

そうです。

○議長（鈴木浩二君）

もうちょっと分かりやすく言っていただけると、何か普通で考えたら山間地のやつは借りられませんよね、どう考えたって、漁業集落排水だから。その辺も訳の分からない例を挙げずにもっと分かりやすくしてください。ほかの皆さんは内田議員の言葉だけ聞いてやっているものですから、文書を見ていないですから、よろしく願いいたします。

では、答弁をお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

内田議員からの御質問に対しまして答弁させていただきます。

1つ目の御質問につきましては、愛知県山間市町村振興資金の借入対象となる事業ではないため、市中銀行よりも金利の低い財務省、財政融資資金及び地方公共団体金融機構で借入れを予定しております。

2つ目の御質問につきましては、未接続戸数は50戸で、くみ取りまたは浄化槽の使用で処理されています。

3つ目の質問につきましては、補助金はその年度の経費を補うお金で、出資金は将来に残る施設整備のためのお金であります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 14時07分]

